

島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙

投票日

4月9日

投票時間 午前7時から

(投票の終了時刻は、お住まいの市町村
選挙管理委員会にお問い合わせください。)



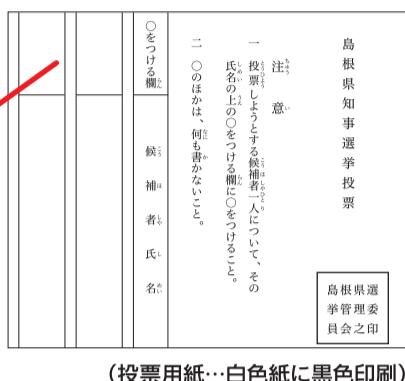
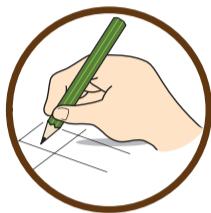
明るい選挙の
イメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」

投票用紙は2種類です

知事選挙

候補者の氏名の上の欄に
○印を記入

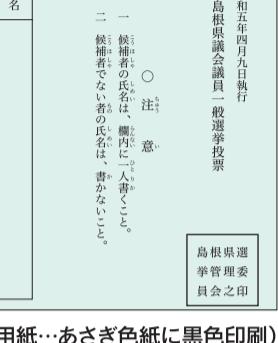
※期日前投票、不在者
投票と点字投票の
場合は、候補者個人
の氏名を記載します。



(投票用紙…白色紙に黒色印刷)

県議会議員 選挙

候補者個人の氏名を記載



(投票用紙…あさぎ色紙に黒色印刷)

投票ができる方

投票日(4月9日)に満年齢が18歳以上
の方(平成17年4月10日以前に生まれた方)で、
下記①又は②に該当する方です。

- ①3月30日現在で県内の現住所地の市町村に引き続き3ヶ月以上住んでいる方
②令和4年12月31日以降に、県内市町村から県内の他の市町村へ移転された方で、以前の住所地市町村の選挙人名簿に登録されている方は、選挙人名簿登録地の市町村で投票するか、又は以前の住所地市町村の選挙管理委員会へ請求して不在者投票をすることができます。(投票所において証明書等(引き続き県内に住所を有する旨の証明書。いずれの市町村でも発行できます。)を提示するか、又は引き続き県内に住所を有することの確認を受けることが必要です。)

※上記の要件に該当しても、公民権を停止されている方は投票できません。



期日前投票制度

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの用事で投票に行けない方は、選挙人名簿に登録されている市町村選挙管理委員会の期日前投票所で投票日前でも投票することができます。

●期日前投票ができる期間

※知事選挙と県議会議員選挙で期間が異なります。

知事選挙 3月24日(金)～4月8日(土)

県議会議員選挙 4月1日(土)～4月8日(土)

受付時間／午前8:30～午後8:00 (土曜日・日曜日も受け付けています。)

※一部の期日前投票所では投票できる期間や時間が異なる場合があります。

※期日前投票所では、宣誓書の提出が必要です。

不在者投票制度

●次の方は不在者投票ができます。

●仕事や旅行などで選挙期間中、選挙人名簿登録地以外の市町村に滞在している方(事前に手続が必要です。)



●不在者投票ができる施設として指定を受けている病院や老人ホームに入院 又は入所している方(病院長や老人ホームの長に申し出てください。)

●身体障害者手帳 又は戦傷病者手帳をお持ちで法令で定める重度の障がいがある方、介護保険の被保険者証に要介護5の記載がある方(郵便などによる不在者投票ができます。)

新型コロナウイルス感染症により外出自粛要請を受けている方で、投票に関するご相談がありましたら、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会までご連絡ください。

詳しくは、お住まいの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることができる最も重要な基本的な機会です。
選挙を通してよりよい暮らしや社会づくりに参加しましょう。

選挙に関する情報をインターネットでも
提供しています。

●島根県選挙管理委員会ホームページ
<https://www.pref.shimane.lg.jp/senkyo/>



SNSサイトでも
情報提供しています。

島根県選挙

検索 Facebook YouTube

